

2018年7月4日

## 投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号  
**日本ヘルスケア投資法人**  
執行役員 竹内 宏  
(コード番号：3308)

### 第4回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2018年7月30日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、本投資法人規約において「みなし賛成」を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された議案について賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：2018年7月31日（火曜日）午前10時
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウノースタワー 17階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

第1号議案 規約変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

各議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.nippon-healthcare.co.jp>) に掲載いたします。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社による「運用報告会」を実施する予定です。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約変更の件

##### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 一般社団法人投資信託協会の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「協会規則」といいます。）の改正により、不動産等（協会規則第3条第2項において定義される意味を有します。）に一定の海外不動産保有法人の株式又は出資が追加されたことに伴い、本投資法人の規約における不動産等に、当該海外不動産保有法人の株式又は出資を追加する変更を行うものです（現行規約別紙1「資産運用の対象及び方針」（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲））。
- (2) 我が国におけるヘルスケアリートの一層の普及を企図し資産運用報酬の水準を見直すこと、並びに運用の成果を重視する資産運用報酬体系とすることを目的として、従来、本投資法人の貸借対照表上の総資産額に連動していた運用報酬Ⅰ（運用資産基準）を本投資法人の運用資産評価総額に連動するようにし、上限料率（年率）を0.3%から0.15%に引き下げるとともに、賃貸事業収益に連動する運用報酬Ⅱ（賃貸事業収益基準）の上限料率を5.0%から6.5%に引き上げる変更を行うものです（現行規約別紙3「資産運用会社に対する資産運用報酬」1.及び2.）。
- (3) 上記(2)の規約変更を、本投資法人の第10期営業期間の初日である2018年11月1日から効力を生ずることとするため、その旨を規定するものです（変更案第11章）。
- (4) 上記のほか、字句の修正を行うものです（現行規約第9条第4項）。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条(招 集)</p> <p>1. ～3. [条文省略]</p> <p>4. 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日から2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</p> <p>[新設]</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. [条文省略]</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(9) [条文省略]</p>	<p>第9条(招 集)</p> <p>1. ～3. [現行どおり]</p> <p>4. 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日から2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。ただし、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 附則</u></p> <p><u>第36条(変更の効力発生)</u></p> <p><u>別紙3に係る本規約の変更の効力は、平成30年11月1日から生じるものとする。本条は当該変更効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. [現行どおり]</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(9) [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>3. ～6. [条文省略]</p> <p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>[条文省略]</p> <p>1. 運用報酬Ⅰ（運用資産基準）</p> <p>本投資法人の決算期の翌日から当該決算期の3ヶ月後の日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から次の決算期までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）の運用に対する各対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の<u>総資産額</u>に<u>0.3%</u>（年率）を上限として本投資法人及び資産運用会社の間で別途合意する料率を乗じた金額に、当該計算期間Ⅰ又は計算期間Ⅱの実日数を乗じ、365(*)で除して得られる金額（1円未満を切り捨てる。）を運用報酬Ⅰとし、計算期間Ⅰに係る運用報酬Ⅰは当該計算期間Ⅰの末日より3ヶ月以内に支払い、計算期間Ⅱに係る運用報酬Ⅰは当該計算期間Ⅱの末日より3ヶ月以内に支払うものとする。</p> <p>(*) 当該営業期間の初日が属する暦年が閏年である場合には366とする。</p>	<p>(10) <u>投信法第194条第2項に規定する場合において、投信法施行規則第221条の2に規定する法人のうち、資産のすべてが不動産及び当該不動産に係る金銭債権等である法人（外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているものを除く。）が発行する株式又は出資</u></p> <p>3. ～6. [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>[現行どおり]</p> <p>1. 運用報酬Ⅰ（運用資産基準）</p> <p>本投資法人の決算期の翌日から当該決算期の3ヶ月後の日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から次の決算期までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）の運用に対する各対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の<u>運用資産評価総額</u>に<u>0.15%</u>（年率）を上限として本投資法人及び資産運用会社の間で別途合意する料率を乗じた金額に、当該計算期間Ⅰ又は計算期間Ⅱの実日数を乗じ、365(*)で除して得られる金額（1円未満を切り捨てる。）を運用報酬Ⅰとし、計算期間Ⅰに係る運用報酬Ⅰは当該計算期間Ⅰの末日より3ヶ月以内に支払い、計算期間Ⅱに係る運用報酬Ⅰは当該計算期間Ⅱの末日より3ヶ月以内に支払うものとする。</p> <p>(*) 当該営業期間の初日が属する暦年が閏年である場合には366とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>各計算期間 I における<u>総資産額</u>とは、当該各計算期間 I の直前の決算期における<u>貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたもの。以下同じ。）に記載された総資産額</u>を意味する。</p> <p>各計算期間 II における<u>総資産額</u>とは、直前の計算期間 I における<u>総資産額</u>に、当該計算期間 I の期間中に本投資法人が取得した<u>不動産関連投資対象資産（不動産等及び不動産対応証券をいう。以下同じ。）の取得価額（当該不動産関連投資対象資産の取得に係る契約書に記載された金額とし、取得に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。以下同じ。）</u>を加算し、当該計算期間 I の期間中に本投資法人が処分した<u>不動産関連投資対象資産の当該計算期間 I の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（ただし、当該決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連投資対象資産についてはその取得価額）</u>を減額した額を意味する。</p>	<p>各計算期間 I における<u>運用資産評価総額</u>とは、当該各計算期間 I の直前の決算期において本投資法人が保有する<u>不動産関連投資対象資産（不動産等及び不動産対応証券をいう。以下同じ。）の期末算定価額（本規約別紙 2 の 2. により評価した鑑定評価額その他の価額をいう。かかる価額が無い場合は、取得価額（当該不動産関連投資対象資産の取得に係る契約書に記載された金額とし、取得に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。以下同じ。）</u>を用いる。以下、同じ。）の合計額を意味する。</p> <p>各計算期間 II における<u>運用資産評価総額</u>とは、直前の計算期間 I における<u>運用資産評価総額</u>に、当該計算期間 I の期間中に本投資法人が取得した<u>不動産関連投資対象資産の取得時の鑑定評価額又はこれに基づき本規約別紙 2 の 2. に準じて算出された価額（かかる価額が無い場合は、取得価額）</u>を加算し、当該計算期間 I の期間中に本投資法人が処分した<u>不動産関連投資対象資産の当該計算期間 I の直前の決算期における期末算定価額</u>を減額した額を意味する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 運用報酬Ⅱ（賃貸事業収益基準） 各営業期間における、以下に規定するaからbを控除した金額に5.0%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切り捨てる。）を当該営業期間に係る運用報酬Ⅱとして、当該営業期間に係る決算期の3ヶ月以内に支払うものとする。</p> <p>a=当該営業期間に係る損益計算書（投信法に基づき承認を受けたものに限る。以下「損益計算書」という。）上の賃貸事業収入にその他賃貸事業収入（ただし、①不動産、②不動産の賃借権、③地上権、④不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。）に係る収入に限る。）を加算した金額</p> <p>b=当該営業期間に係る損益計算書上の賃貸事業費用から減価償却費を控除した金額</p> <p>3. ～4. [条文省略]</p> <p>[条文省略]</p>	<p>2. 運用報酬Ⅱ（賃貸事業収益基準） 各営業期間における、以下に規定するaからbを控除した金額に6.5%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切り捨てる。）を当該営業期間に係る運用報酬Ⅱとして、当該営業期間に係る決算期の3ヶ月以内に支払うものとする。</p> <p>a=当該営業期間に係る損益計算書（投信法に基づき承認を受けたものに限る。以下「損益計算書」という。）上の賃貸事業収入にその他賃貸事業収入（ただし、①不動産、②不動産の賃借権、③地上権、④不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。）に係る収入に限る。）を加算した金額</p> <p>b=当該営業期間に係る損益計算書上の賃貸事業費用から減価償却費を控除した金額</p> <p>3. ～4. [現行どおり]</p> <p>[現行どおり]</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員竹内宏の任期は、本投資主総会の終結の時までとなっており、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第19条第2項第一文但書を適用し、選任される2018年7月31日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2018年6月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
すずき しゅんいち 鈴木 俊一 (1957年2月14日生)	1979年4月 大和証券株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社） 入社 1999年4月 大和証券株式会社 商品情報部 部長 2000年2月 同社 財務部長 2001年4月 同社 経営企画部長 2004年5月 大和証券エスエムビーシー株式会社 （現 大和証券株式会社） 執行役員 企画担当 兼 秘書室長 2005年4月 同社 執行役員 債券担当 2007年4月 大和証券担保ローン株式会社 代表取締役社長 2010年6月 大和サンコー株式会社（現 大和オフィスサービス株式会社） 代表取締役社長 2017年4月 同社 顧問
所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。



### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人規約第19条第2項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第19条第2項第一文但書の規定が適用されます。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第19条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が終了する時までとなります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2018年6月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
にしがき よしき 西垣 佳機 (1969年1月28日生)	1992年4月 シティトラスト信託銀行株式会社入社
	2004年5月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ入社
	2006年2月 株式会社ダヴィンチ・セレクト(現 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社) 転籍
	2007年3月 同社 IR総合企画部長
	2008年3月 同社 代表取締役社長
	2008年11月 大和証券オフィス投資法人 執行役員
	2010年5月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長
	2010年8月 大和証券オフィス投資法人 執行役員退任
	2011年2月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 助言業務部長
	2012年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長
	2013年10月 同社 代表取締役副社長 営業推進部長 兼 ファンド運用部長
	2014年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長
	2017年4月 同社 代表取締役副社長 兼 ファンド本部長 兼 ファンド運用部長(現任)
所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役副社長であります。補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の補欠執行役員に選任されていますが、その他に本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員清水知彦及び中田ちづ子の任期は、本投資主総会の終結の時までとなっていますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、監督役員の任期は、投信法第101条第2項が準用する同法第99条第2項及び本投資法人規約第19条第2項第一文但書を適用し、選任される2018年7月31日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況
1	しみず ともひこ 清水 知彦 (1961年1月13日生)	1992年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 成和共同法律事務所 1997年8月 Winthrop Stimson, Putnam & Roberts 法律事務所 1997年9月 Northwestern University School of Law 留学 2002年2月 清水国際法律事務所 代表 2006年6月 三櫻工業株式会社 監査役（現任） 2009年1月 内閣府 官民人材交流センター 法令 等遵守担当室長 2011年6月 石川島建材工業株式会社 監査役 2014年8月 日本ヘルスケア投資法人 監督役員 （現任） 2014年10月 株式会社メディアシーク 取締役（現 任） 2017年4月 木村・佐生・奥野法律特許事務所 パートナー弁護士（現任） 2017年10月 株式会社デリバリーコンサルティング 監査役（現任）
	所有する本投資法人の投資口数	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況
2	な か た ち ず こ 中 田 ち ず 子 (1956年9月29日生)	1981年11月 クーパース・アンド・ライブランド 会計事務所 1984年3月 中田公認会計士事務所 代表 (現任) 1996年7月 有限会社中田ビジネスコンサルティング (現 株式会社中田ビジネスコンサル ティング) 代表取締役 (現任) 2014年8月 日本ヘルスケア投資法人 監督役員 (現任) 2015年12月 日本農薬株式会社 監査役 (現任)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・ 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 上記監督役員候補者中田ちず子は、株式会社中田ビジネスコンサルティングの代表取締役及び中田公認会計士事務所の代表です。
- ・ 上記監督役員候補者兩名は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

#### 参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

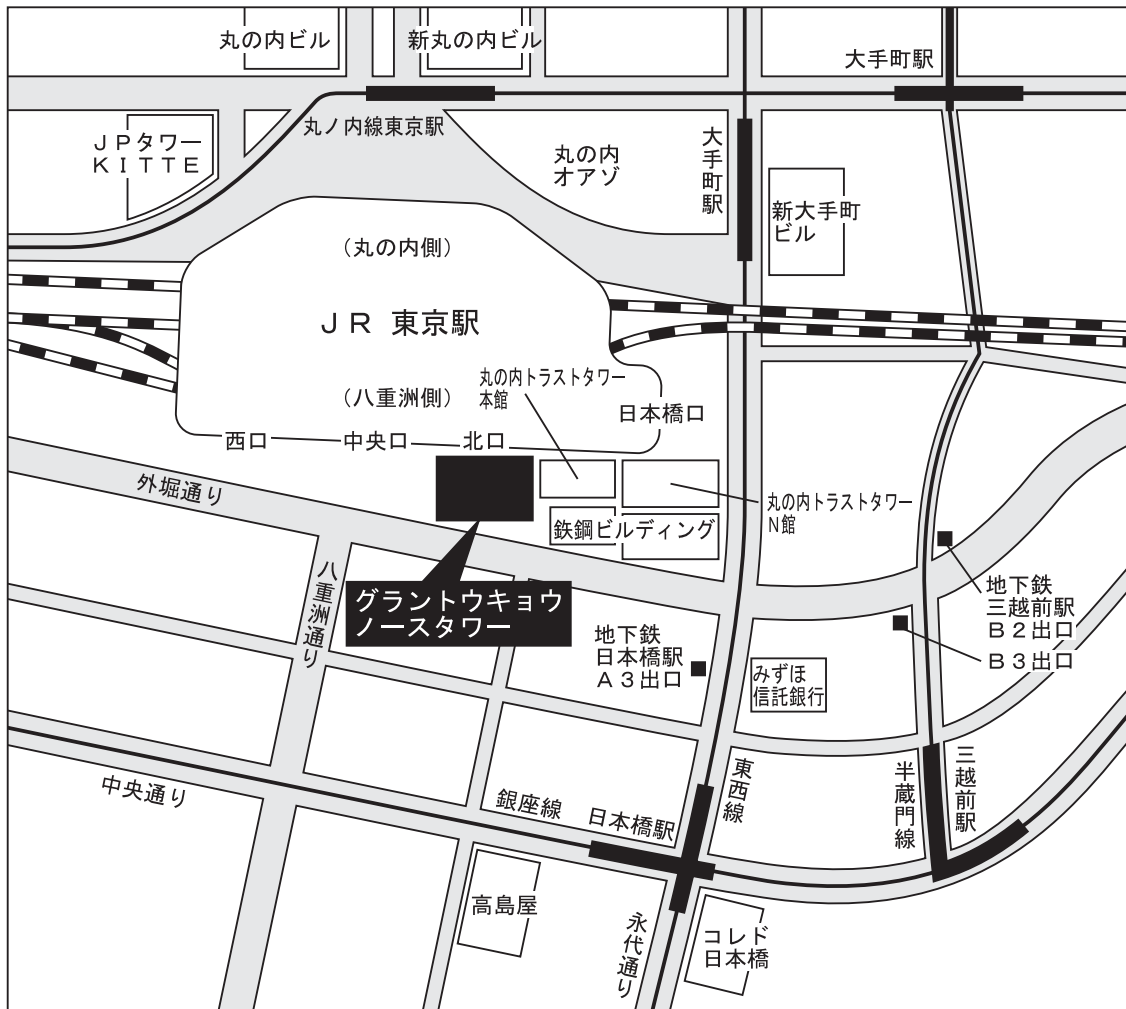
なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

## 第4回投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウノースタワー 17階

最寄駅	JR線 東京駅より（直結）	徒歩約1分
	丸ノ内線 東京駅より（地下直結）	徒歩約4分
	東西線 大手町駅より（地下直結）	徒歩約4分
	東西線・銀座線 日本橋駅より	徒歩約4分
	半蔵門線 三越前駅より	徒歩約5分



お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日ご来場の際には会場周辺道路の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。